

新しい原料原産地表示制度

－ 事業者向け活用マニュアル －

平成 30 年 1 月
(平成 30 年 11 月改訂)
(令和 4 年 3 月修正版)

農林水産省

目次

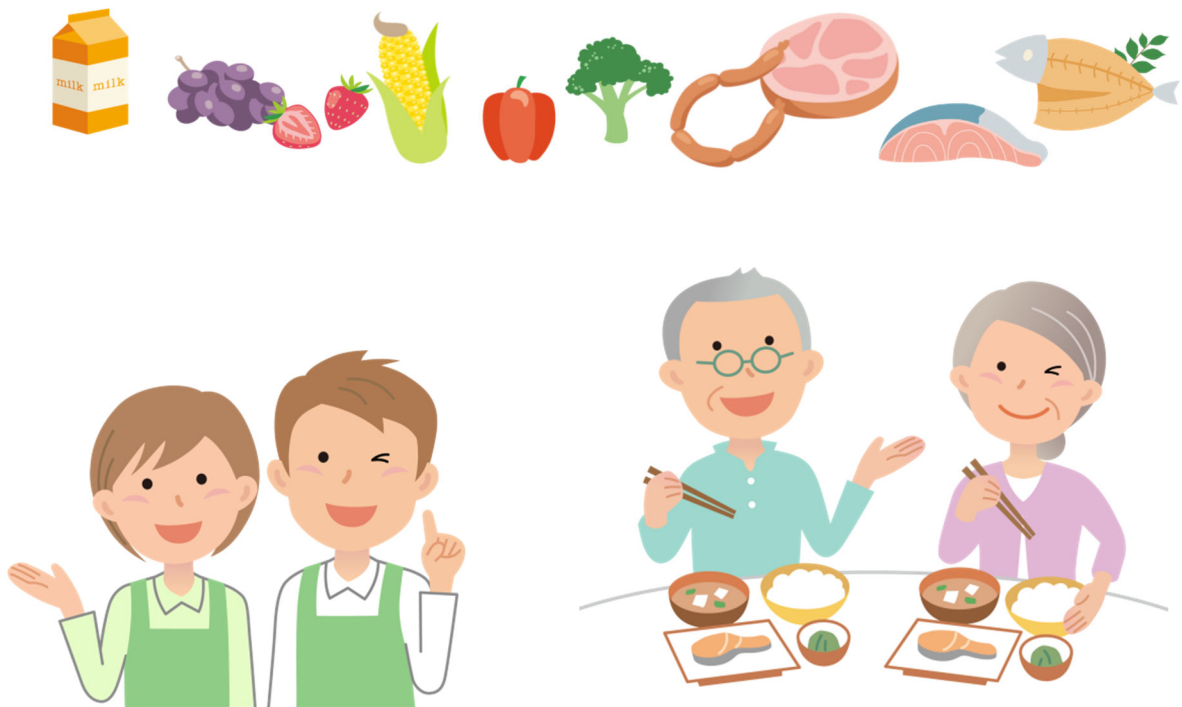
はじめに.....	1
第1章 原料原産地制度の改正内容の概要とポイント.....	2
1. 新しい加工食品の原料原産地表示制度の趣旨・目的	2
2. 新しい原料原産地表示制度の概要（主な改正箇所）	3
3. 新しい原料原産地表示制度のポイント.....	6
第2章 表示方法判断フローチャート.....	27
1. 表示方法判断フローチャート [一般用加工食品]	28
2. 表示方法判断フローチャート [業務用加工食品]	59
3. 表示方法判断フローチャート [業務用生鮮食品]	64
第3章 Q & A.....	67
第4章 関連法令	72

はじめに

本マニュアルは、農林水産省「平成 29 年度 食品表示・トレーサビリティ推進委託事業」により、さまざまな業種の取組事例の取材と、食品関連事業者・団体、学識経験者等による検討会で議論を重ねて作成されました。

作成にあたっては、特に中小規模の食品製造事業者にご利用いただくことを想定して作成しています。

新しい原料原産地表示制度に取り組まれる事業者の皆様にとって、円滑に対応いただく際に参考となるマニュアルとなれば幸いです。



【利用上の注意】

- ・このマニュアルにおいて、「基準」とは、以下を指します。
「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令 10 号）（令和 3 年 3 月 17 日改正時点）
- ・このマニュアルにおいて、「Q & A」とは、以下を指します。
「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月）消費者庁 食品表示企画課
（令和 3 年 3 月 17 日改正時点）
- ・上記基準本体及び Q & A 本体は、以下の消費者庁ホームページ（食品表示法等（法令及び一元化情報））から入手できます。最新の改正状況はこちらをご覧ください。
URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

第1章

原料原産地制度の改正内容の概要とポイント

1. 新しい加工食品の原料原産地表示制度の趣旨・目的

昨今ではグローバル化に伴い、食品においても商品の多種多様化やフードチェーンの複雑化、国際化により、国産だけでなく、さまざまな国の原材料を用いた加工食品が流通しています。

そのような状況下において、加工食品の原料原産地表示制度が、平成13年から、個別の8品目について順次義務化された後、平成16年には、従前の原料原産地表示制度の原型となる横断的な要件が定められ、対象が20食品群と4つの個別品目に拡大されました。その後義務表示対象品目が追加され、22食品群と4品目が対象となりました。

しかし、従前の加工食品の原料原産地表示制度では、表示義務のある対象は店舗で陳列販売されている加工食品全体の約11%を占めるにすぎず、自主的に何らかの産地を表示しているものも、約16%にとどまっているなど、加工食品の原材料の産地情報が消費者に十分提供されていると言い難い状況となっていました。^{※1}

また、加工食品を購入する際に、原料原産地名を参考にしている消費者は約77%を占めているという調査結果や、産地情報を入手する手段として「食品に表示されている表示を確認」が約93%、次いで「ホームページを見る」が約18%を占めている調査結果が示すとおり、原料原産地に関しては、消費者の関心も高い状況でした。^{※2}

そこで、原料原産地表示を商品選択に利用している消費者が多いことに鑑み、全ての加工食品を対象に、原料原産地表示を義務付けることが、消費者の商品選択に資することから、平成29（2017）年9月1日、食品表示基準が改正・施行されました。なお、本改正への対応のために一定の経過措置期間が設けられていましたが、令和4年（2022）年3月31日に経過措置期間は終了します^{※3}。

※1：農林水産省・消費者庁「第5回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料3「加工食品の自主的表示等の状況調査について」による

※2：農林水産省・消費者庁「第3回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1「消費者に対する調査について」による

※3：令和4（2022）年3月31日までに製造した一般用加工食品並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品に経過措置が適用されます。

2. 新しい原料原産地表示制度の概要（主な改正箇所）

（1）一般用加工食品の場合

	平成 29 年 8 月まで	平成 29 年 9 月以降
対象となる食品	<ul style="list-style-type: none"> 改正前基準の別表 15 の 1～22 に定める加工食品（22 食品群） 改正前基準の別表 15 の 23～26 に定める加工食品（個別 4 品目） 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての加工食品（輸入品を除く） 基準の別表 15 の 1～5 に定める加工食品（22 食品群と個別 4 品目）は従前のとおり 基準の別表 15 の 6 に「おにぎり」を追加
対象となる原材料	<ul style="list-style-type: none"> 改正前基準の別表 15 の 1～22 に定める加工食品（22 食品群）に占める重量割合が 50%以上の原材料 改正前基準の別表 15 の 23～26 に定める加工食品（個別 4 品目）の原産地表示対象となる原材料 	<ul style="list-style-type: none"> 加工食品に占める重量割合上位 1 位の原材料 22 食品群および個別 4 品目については従前のとおり 新たにおにぎりの「のり」を追加
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象原材料の原産地を国名で表示 国別重量順表示 <p>＞表示する原産地が 2 以上ある場合には、製品に占める重量割合の高いものから順に国名を表示（3 以上の場合には、3 か国目以降は「その他」と表示することもできる）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象原材料の原産地を国名で表示 国別重量順表示 <p>＞表示する原産地が 2 以上ある場合には、製品に占める重量割合の高いものから順に国名を表示（3 以上の場合には、3 か国目以降は「その他」と表示することもできる）</p> <p>＞対象原材料が加工原材料である場合、製造地を表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 国別重量順表示が困難な場合には、「又は表示」、「大括り表示」を行うこともできる 基準の別表 15 の 1～6（22 食品群と個別 5 品目）は従前のとおり国別重量順表示

（2）業務用加工食品、業務用生鮮食品の場合

	平成 29 年 8 月まで	平成 29 年 9 月以降
原材料等 対象となる食品及び	<ul style="list-style-type: none"> 改正前基準の別表 15 の 1～26 に定める加工食品（22 食品群と個別 4 品目）の原料原産地表示の対象原材料となる業務用食品の原料原産地情報又は原産地情報 	<ul style="list-style-type: none"> 最終製品の原料原産地表示の対象原材料となる業務用食品の原料原産地情報、原産国情報又は原産地情報 基準の別表 15 の 1～6 に定める加工食品（22 食品群と個別 5 品目）の原料原産地表示の対象原材料となる業務用食品は従前のとおり

参 考

新しい原料原産地表示制度による表示例

No.	分類	代表的な製品	国別重量順表示で原材料名欄に原料原産地表示をした場合の例
1	麦類	押麦	大麦（国産）
2	粉類	そば粉	そば（中国産）
3	でん粉	コーンスターチ	とうもろこし（アメリカ産）
4	野菜加工品	トマトケチャップ	トマト（国産）、ぶどう糖果糖液糖、醸造酢、・・・
5	果実加工品	いちごジャム	いちご（栃木県産）、砂糖、レモン果汁、・・・
6	茶、コーヒー及びココアの調製品	ココア	ココアパウダー（カカオ豆（ガーナ産））※
7	香辛料	こしょう	ブラックペッパー（マレーシア産）、ホワイトペッパー
8	めん・パン類	うどん	小麦粉（国内製造）、食塩
9	穀類加工品	パン粉	小麦粉（国内製造）、ショートニング、食塩、・・・
10	菓子類	カステラ	卵（国産）、砂糖、小麦粉、・・・
11	豆類の調製品	豆腐	大豆（アメリカ産、中国産）／塩化マグネシウム、・・・
12	砂糖類	砂糖	原料糖（国内製造）
13	その他の農産加工食品	くずきり	ばれいしょでん粉（国内製造）、本葛粉
14	食肉製品	ハム	豚ロース肉（アメリカ産）、糖類（水飴、砂糖）、・・・
15	酪農製品	ヨーグルト	生乳（国産）、乳製品
16	加工卵製品	うずら卵の水煮缶	うずら卵（国産）、食塩
17	その他の畜産加工食品	加糖はちみつ	はちみつ（国産）、水飴
18	加工魚介類	さばみそ缶詰	さば（国産）、みそ、砂糖、・・・
19	加工海藻類	こんぶ佃煮	こんぶ（国産）、しょうゆ、砂糖、・・・
20	その他の水産加工食品	松前漬セット	こんぶ（北海道産）、するめ、・・・
21	調味料及びスープ	めんつゆ	しょうゆ（国内製造）、砂糖、かつおぶし、・・・
22	食用油脂	食用なたね油	食用なたね油（国内製造）
23	調理食品	冷凍ぎょうざ	キャベツ（国産）、豚肉、しょうゆ、・・・
24	その他の加工食品	ビタミンサプリメント	でん粉（国内製造）、・・・
25	飲料等	麦茶飲料	大麦（カナダ産）

注：

- ・赤字は表示の特徴を示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわける必要はありません。
 - ・重量割合上位1位の原材料に対して、原材料名の後に括弧書きで国別重量順表示をした例です。
 - ・重量割合上位1位が生鮮原材料にあつては、「国名+産」で表示をした例です。
 - ・重量割合上位1位が加工原材料にあつては、「〇〇製造」で表示をした例（※印を除く）です。
- ※印は、加工原材料の生鮮原材料までさかのぼった産地を表示した例です。

参考

求められる食品表示基準への対応（経過措置期間）

※ 令和4年（2022）年3月31日に経過措置期間は終了します。

- ・ 平成29（2017）年9月1日～令和4（2022）年3月末までの期間に製造した一般用加工食品並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品に経過措置が適用されます。
- ・ 業務用加工食品については、経過措置期間後も、以下のいずれかの対応を行うことで改正前の基準に基づく表示の製品の販売ができます。
 - ①食品の容器包装に表示している場合は、改正後の基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること
 - ②規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収（又は廃棄の指示）したうえで改正後の基準に対応した規格書等を販売先に提出すること

👉 Q&A 原原-65 参照



3. 新しい原料原産地表示制度のポイント

新しい原料原産地表示制度のポイントは次のとおりです。新しい制度に従った表示を実施するために実務的に必要な取り組みや留意点等については、「第2章 表示方法判断フローチャート」で解説します。

ポイント 1	全ての加工食品（輸入品を除く）が原料原産地表示の対象になります。
ポイント 2	使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）が原料原産地表示の対象です。
ポイント 3	原則、国別重量順表示です。それが困難な場合には条件に従いさまざまな表示方法が認められます。
ポイント 4	「又は表示」や「大括り表示」を行う場合に、重量割合上位1位の原材料の産地別使用実績（または使用計画）を把握します。
ポイント 5	対象原材料が加工原材料である場合、「製造地表示」を基本とします。
ポイント 6	業務用食品については、最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するために必要な産地情報の伝達が必要です。

ポイント 1

全ての加工食品（輸入品を除く）が原料原産地表示の対象になります。

- ・ 国内で製造し、または加工した全ての加工食品（輸入品を除く）が原料原産地表示の対象となります。
- ・ ただし、次にあたる場合は、原料原産地表示の対象外又は省略できます。

<原料原産地表示の対象外>

- (ア) 加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）（基準 1 条）
- (イ) 容器包装に入れずに販売する場合（基準 3 条）
- (ウ) 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている場合（基準 3 条）
 - i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）
例：ワインなど
 - ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律 26 号）（米トレーサビリティー法）
例：米加工品など
- (エ) 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（基準 5 条）
- (オ) 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合（基準 5 条）

<原料原産地表示を省略できるもの>

- (カ) 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合（基準 3 条）

ポイント 2

使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）が原料原産地表示の対象です。

- ・ 使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料（生鮮食品または加工食品（加工原材料））が原料原産地表示の対象となります（水及び添加物を除く）。
- ・ 重量割合上位2位以降の原材料についても、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことができます。
- ・ 基準の別表15の1に定める22食品群について、重量割合上位1位の原材料が50%未満のものについては、新しい原料原産地表示制度の表示対象となります。（72頁参照）
- ・ 「おにぎり」が基準の別表15に追加されました。（基準の別表15の6）
 ☞ Q&A 全般-6
- ・ 「おにぎり」に使用した「のり」は、重量割合の順位にかかわらず「のり」の原産地の産地について表示する必要があります。ただし、以下の場合には除かれます。
 - － おにぎりと他の食材を組み合わせたもの（唐揚げ、たくあんなどの「おかず」と一緒に容器包装に入れた場合）
 - － 酢飯と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの（巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当する場合）

☞ Q&A 原原-61

【表示例】

名 称：おにぎり
 原材料名：米飯（米（国産））、鮭、のり（国産）、食塩

※「おにぎり」の原材料である「米飯」については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき原料米の産地情報を表示することとなります。

対象



対象外



おかずを組み合わせたもの



いわゆるお寿司

ポイント 3

原則、国別重量順表示です。それが困難な場合には条件に従いさまざまな表示方法が認められます。

(1) 国別重量順表示

- 対象原材料の産地は「国別重量順表示」を原則とします。
この場合、対象原材料の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を「(読点)」でつないで表示します。
(基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の三)
- 産地が3か国以上ある場合は、従前のルールと同様に3か国目以降を「その他」と表示することができます。(基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の四)
- 表示をしようとする時点(製造日)を含む今後の1年間で使用する原材料の産地が、1か国の場合や、2か国以上であっても産地の配合割合が一定している等、産地の重量順の変動がない場合は本表示を行います。
- また、国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがある場合であっても、包装資材の切替え等ができる場合は本表示を行います。

【表示例】

■一括表示枠内に原料原産地名欄を設けた場合の表示例

1か国を使用した場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名:アメリカ(豚肉)

2か国を使用した場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名:アメリカ、カナダ(豚肉)

3か国以上使用し、3か国目以降を「その他」と括った場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名:アメリカ、カナダ、その他(豚肉)

■原材料名欄に原材料の次に括弧書きをした場合の表示例

1か国を使用した場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉(アメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・

■一括表示枠内に表示することが困難で、記載箇所を明記のうえで別の箇所に表示した場合の表示例

4か国を使用し、3か国目以降を「その他」と括らない場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名:枠外下部に記載

原料豚肉の原産地名 日本、アメリカ、カナダ、メキシコ

注:赤字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわけする必要はありません。

(2) 又は表示や大括り表示

- ・ 今後の1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」が条件に従い認められます。
- ・ いずれの場合で表示するにしても、当該表示に至った根拠書類の保管が必要です。
 - － 保管期間については、「賞味（消費）期限に加えて1年間」又は「賞味期限の表示を省略している製品については、製造してから5年間」が求められています。（食品表示基準について(消費者庁次長通知)の(加工食品)の1の(12)の⑥のイ)
 - － 保管方法については、文書又は電子媒体のいずれの方法でも可能です。（食品表示基準について(消費者庁次長通知)の(加工食品)の1の(12)の⑥のウ)

① 又は表示（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の五のイ）

- ・ 使用予定の産地を「又は」でつないで表示する方法です。
例えば、「A国又はB国」と表示した場合、「A国のみ」、「B国のみ」、「A国、B国」、「B国、A国」の4パターンの意味を示すため、実際に使用する原材料の産地がこの範囲であれば、表示の切替えが不要となります。
また、「A国又はB国」と表示した場合、A国、B国以外のC国等は含まないことを示します。
- ・ 国別重量順表示と同様に産地が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。
- ・ 産地は、一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示します。また、一定期間使用割合からみた重量割合順に表示したことを注意書きとして、「〇〇の産地は、一昨年の使用実績順」などと表示する必要があります。（詳細はポイント4参照）
- ・ 「又は表示」を行う場合、一定期間使用割合が「5%未満」である産地について、当該産地の後に括弧を付して、「5%未満」である旨を表示する必要があります。
なお、「その他」と表示している産地には、「5%未満」である旨の表示は不要です。
- ・ 「又は表示」が認められるためには、根拠資料の保管が条件となります。

※一定期間使用割合とは、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画を示します。

※又は表示についての詳細は、Q&A 原原-27～31 参照

【表示例】

■ 一括表示枠内に原料原産地名欄を設けた場合

名 称 :ウインナーソーセージ
原 材 料 名 :豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名 :アメリカ又はカナダ (豚肉)

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

■ 3か国以上使用し、3か国目以降を「その他」と括った場合

名 称 :ウインナーソーセージ
原 材 料 名 :豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名 :アメリカ又はカナダ又はその他 (豚肉)

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

■ 原材料名欄に原材料の次に括弧書きをした場合

名 称 :ウインナーソーセージ
原 材 料 名 :豚肉 (アメリカ又はカナダ)、豚脂肪、
たん白加水分解物、・・・

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

■ 使用割合が5%未満の産地がある場合

名 称 :ウインナーソーセージ
原 材 料 名 :豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名 :アメリカ又はカナダ又は日本 (5%未
満) (豚肉)

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

※一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の注意書きが必要

注:赤字や青字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわけの必要はありません。

注:上記の表示例における注意書きの部分は、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく注意書きの例です。他に、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく場合は、「○○の産地は、今年度の使用計画順」などと注意書きを記載します。



② **大括り表示** (基準 3 条 2 項の表の原料原産地名欄の 1 の五のロ)

- ・ 使用予定の産地が外国 3 か国以上の場合、3 以上の外国の産地表示を「輸入」と表示する方法です。
- ・ 輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品(3 か国以上の外国の合計)と国産との間で、重量割合の高いものから順に「、(読点)」でつないで表示します。
- ・ 一定期間における使用実績(又は使用計画)の作成や保管は必須ですが、3 か国以上を「輸入」と括る関係から「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」とは異なり、製品への注意書きは不要となります。
- ・ 表示方法については、「輸入」のほかに「外国産」、「外国」などの表示でも可能です。また、輸入より狭い範囲を表す、一般的に知られている地域名等(EU、アフリカ、南米等)の表示も可能です。
(食品表示基準について(消費者庁次長通知)の(加工食品)の1の(12)の④のウ)
- ・ 「大括り表示」が認められるためには、根拠資料の保管が条件となります。

※ EUと記載する場合、「輸入」と表示する場合と同様に、EU域内の国で3 か国以上から輸入しており国別重量順表示が困難な場合に限りです。アフリカ、南米等も同様です。

※大括り表示についての詳細は、Q&A 原原-32~34 参照

【表示例】

■ 国産を含まず、3 か国以上の輸入品を「輸入」と括って原料原産地名欄に表示した場合

名称:ウイナーソーセージ
 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
 原料原産地名:輸入(豚肉)

■ 国産と3 か国以上の輸入品を使用し、3 か国以上の輸入品の合計が国産よりも多い場合*

名称:ウイナーソーセージ
 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
 原料原産地名:輸入、国産(豚肉)

■ 国産を含まず、3 か国以上の輸入品を「輸入」と括って原材料名欄に表示した場合

名称:ウイナーソーセージ
 原材料名:豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・

■ 国産と3 か国以上の輸入品を使用し、国産が3 か国以上の輸入品の合計よりも多い場合*

名称:ウイナーソーセージ
 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
 原料原産地名:国産、輸入(豚肉)

* 3 か国以上の外国の産地を「輸入」と括ったうえで、「輸入」と「国産」を、重量割合の高いものから順に「、」でつないで表示

注:赤字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわける必要はありません。

③ **大括り表示+又は表示** (基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の五のハ)

- ・ 対象原材料の産地が国産及び3か国以上の外国である場合で、かつ、国産と輸入の間で重量順の変動が見込まれる場合、「輸入又は国産」、「国産又は輸入」と表示する方法です。
- ・ 使用実績または使用計画の一定期間使用割合からみた重量割合順に表示したことを注意書きとして表示する必要があります。
- ・ 「又は表示」を行う場合、一定期間使用割合が5%未満である産地について、当該産地の後に括弧を付して、使用割合が「5%未満」である旨を表示することが必要です。
- ・ 「大括り表示+又は表示」が認められるためには、根拠資料の保管が条件となります。

※一定期間使用割合からみた重量割合順に表示したことを注意書きとして、「○○の産地は、一昨年の使用実績順」などと表示する必要があります

※大括り表示+又は表示についての詳細は、Q&A 原原-35~36 参照

【表示例】

<p>■国産と3か国以上の輸入品を使用し、3か国以上の輸入品の合計が国産よりも多い場合 (原料原産地名欄に表示)</p> <p>名称:ウインナーソーセージ 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・ 原料原産地名:輸入又は国産 (豚肉)</p> <p>※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。</p>	<p>■国産と3か国以上の輸入品を使用し、3か国以上の輸入品の合計が国産よりも多い場合 (原材料名欄に表示)</p> <p>名称:ウインナーソーセージ 原材料名:豚肉 (輸入又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・</p> <p>※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。</p>
<p>■国産と3か国以上の輸入品を使用し、国産が3か国以上の輸入品の合計よりも多い場合</p> <p>名称:ウインナーソーセージ 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・ 原料原産地名:国産又は輸入 (豚肉)</p> <p>※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。</p>	<p>■使用割合が5%未満の産地がある場合</p> <p>名称:ウインナーソーセージ 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・ 原料原産地名:輸入又は日本 (5%未満) (豚肉)</p> <p>※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。</p>

※一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の注意書きが必要

※3か国以上の外国の産地を「輸入」と括ったうえで、「輸入」と「国産」を、一定期間使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

注:赤字や青字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわけする必要はありません。

注:上記の表示例における注意書きの部分は、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく注意書きの例です。他に、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく場合は、「○○の産地は、今年度の使用計画順」などと注意書きを記載します。

参 考

「又は表示」や「大括り表示」等は、農林水産省・消費者庁共催による検討会^{※1}において、以下の2つの課題解決のために検討された経緯があります。

①頻繁な産地の切替えへの対応

- ・複数の原産国の原材料を使用している場合、産地が季節によって変動する等の度に包材を切替えるのは不可能。
- ・複数の包材を用意するために、表示コストが上昇するのみならず、表示ミスを招きかねない。

②物理的スペースの制約

- ・容器包装の面積は限られており、多種の原料の産地を表示することは困難。
限られた表示欄に多種の原料の産地を表示した場合、商品購入時に必要な情報を直ちに探し出すのが困難な、分かりにくい表示となる。

「又は表示」や「大括り表示+又は表示」では、一定期間使用割合が「5%未満」である産地については、当該産地の後に「5%未満」である旨を表示する必要があります。これは、農林水産省・消費者庁共催による検討会^{※2}において、消費者が誤認を防止するための方法として「表示されている原材料の一部産地の使用割合が極めて少ない場合があり、誤認を避けるため、割合を表示する」ことになりました。


※1 農林水産省・消費者庁「第3回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」
資料3：「原料原産地情報の表示方法について」

※2 農林水産省・消費者庁「第8回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」
資料1：「原料原産地表示の表示方法の検討について」




ポイント 4

「又は表示」や「大括り表示」を行う場合に、重量割合上位1位の原材料の産地別使用実績（または使用計画）を把握します。

- ・ 今後の1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合  Q&A 原原-27、32
- ① 過去3年以内の産地別使用実績を把握した結果、過去実績からみて、今後の1年間に使用される予定の産地について、傾向が同じである
→表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）からさかのぼって3年以内の中での任意の1年以上の実績を作成することが求められます。
- ② 過去3年以内の産地別使用実績を把握した結果、過去実績と同様の傾向とならない
→製造開始日から1年間以内の産地別使用計画を作成することが求められます。
- ③ 新製品であるが、既存の製品と原材料の管理を共通化している製品がある
→表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）からさかのぼって3年以内の中での任意の1年以上の共通化している製品についての実績を作成することが求められます。
- ④ 新製品である（既存の製品と原材料の管理を共通化していない）
→製造開始日から1年間以内の産地別使用計画を作成することが求められます。
- ・ なお、国別の重量順位の変動や産地切替えの度に、包装資材の切替えが可能な場合は、国別重量順表示を行います。

「又は表示」する場合の注意書きの留意事項

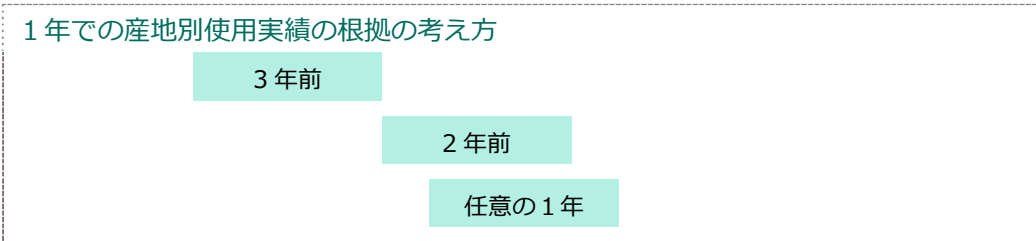
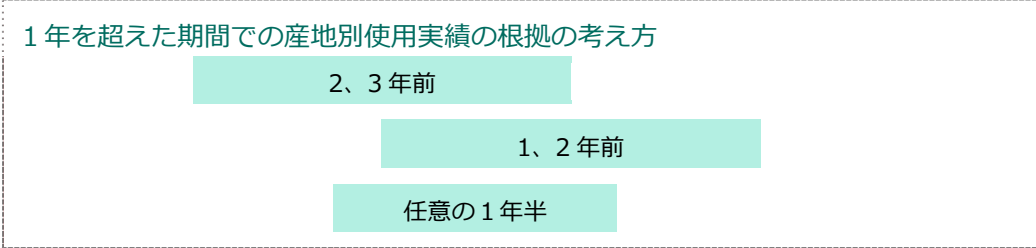
- ・ 賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。
- ・ 「年」と「年度」は以下の期間の根拠（実績または計画）と判断します。
 - － 「令和〇年」（西暦〇年）と表示し、特段の説明がない場合は「1月から12月まで」
 - － 「令和〇年度」（西暦〇年度）と表示し、特段の説明がない場合は「4月から3月まで」（元号に代えて、西暦を用いた場合も同様）
- ・ なお、農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注意書きを行ってください。  Q&A 原原-37

参 考

根拠として用いることができる「産地別使用実績」の考え方の例

☞ Q&A 原原-27、32

H27	H28	H29	H30	R元 製造年	R2
-----	-----	-----	-----	-----------	----



「又は表示」する場合の産地別使用実績に基づく注意書きの例 ☞ Q&A 原原-37

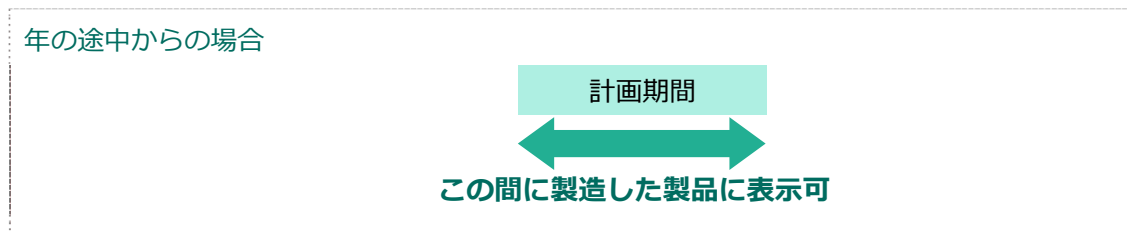
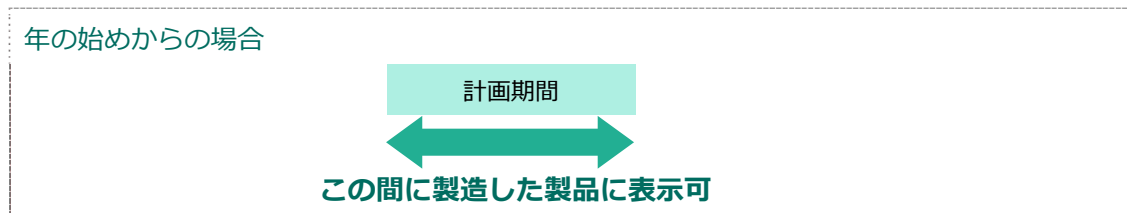
- ※〇〇の産地は、前年の使用実績順
- ※〇〇の産地は、過去1年間の使用実績順
- ※〇〇の産地は、賞味期限の〇年前の使用実績順

参 考

根拠として用いることができる「産地別使用計画」で表示した例

☞ Q&A 原原-27、32

H30	R元	R2	R3
-----	----	----	----



「又は表示」する場合の産地別使用計画に基づく注意書きの例 ☞ Q&A 原原-37

- ※〇〇の産地は、今年度の使用計画順
- ※〇〇の産地は、製造年の使用計画順

参 考

根拠資料の一例  Q&A 原原-38

「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する必要があります。

- ① 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）がいつからいつまでかを示す資料
 - ア) 表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）
 - イ) 過去又は今後の一定期間
- ② 当該製品に用いる原材料について、過去又は今後の一定期間における産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料
- ④ 「又は表示」、「大括り表示+又は表示」の注意書きをするものにあつては、注意書きが指し示す期間中の表示対象の原材料の原産地（「大括り表示+又は表示」の場合は、輸入品合計と国産品）ごとの使用割合の順を示す資料

また、①～④の資料（根拠資料）に基づいて、「又は表示」等を行った製品に、実際に使用した原材料の産地と、表示内容に違いが無いことを確認のうえ、その製品に実際に使用した原材料の産地別使用実績がわかる資料も併せて保管してください。

なお、①～④の資料は、それぞれ単体の資料として作成・保管が必要なものではなく、これらの複数の情報が1つの資料に含まれているものであれば、それが根拠資料に該当します。

これらの資料の保管期間は、「賞味（消費）期限に加えて1年間」又は「賞味期限の表示を省略している製品については、製造してから5年間」が求められています。

 Q&A 原原-40

参 考

実績又は計画の計上の単位  Q&A 原原-41

「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際の、過去の一定期間又は今後の一定期間の産地別使用実績・計画の計上の単位は、工場毎・製品毎に計上する他、以下の場合で計上できることとなっています。

- ① 複数の工場間で共通で包材を使用している製品単位
- ② 原料の仕入れ等の管理が同じ製品単位
- ③ 複数の製品の原料の管理を共通化している場合は、共通化している製品の単位

産地別使用実績に関する資料の例

(1) 当該製品について産地ごとの使用割合の順等が分かるようにした資料

17 頁①のイ) の期間における産地別使用実績を一覧化し、製造月別、産地別、使用用途 (どの製品用か) を総括した場合、(2) ~ (4) の資料とあわせて当該資料を根拠資料とすることができます。(根拠資料①の イ)、② ③ ④ に該当)

2018 年 生産管理表 (株)〇〇フーズ 生産管理部

生産管理課は、各工場及び調達課、営業部と連携のうえ、月末に製品、原材料、資材等の棚卸しを行い、…。
なお、以下の製品は 2 工場で製造している関係から、原材料等の過不足による移動は、移動伝票を保管し、…。

<ABC ウィナー>

■製造の部	内訳	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
■製造出来高 (個/100 ケース)	A 工場	60	60	60	90	90	90	90	90	60	60	60	60	870
	B 工場	30	30	30	45	45	45	45	45	30	30	30	30	435
■使用 原料	豚肉使用量 (トン)	アメリカ産	20	20	20	20	20	10	10	—	—	—	—	130
		カナダ産	—	—	—	10	10	20	20	10	—	—	—	90
		国産	—	—	—	—	—	—	—	10	20	20	20	70
■受注出荷の部	豚脂肪使用量 (kg)	C 社製	…											
		D 社製	…											
	…	…	…											
	E 商社	…												
	…	…												

根拠資料としては、「産地別の原材料の仕入実績」及び「産地別の原材料の使用実績」を客観的・合理的に裏付けることが必要となります。したがって上記の資料に加えて、

「産地別の原材料の仕入実績」として、

- ・産地が記載されている送り状や納品書等 (以下 (2))
- ・産地が記載されている規格書等であって、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっている資料 (以下 (3))

「産地別の原材料の使用実績」として、

- ・仕入れた原材料を当該製品に使用した実績が分かる資料 (使用原材料の産地を記載した製造記録や製造指示書等) (以下 (4))

などを作成・保管することとなります。

(2) 産地が記載されている送り状や納品書等

17 頁①のイ) の期間使用した原材料の納入業者からの納品日、産地が記載された納品書が保管されている場合は、当該納品書を根拠資料とすることができます。

納品書 No.〇〇〇 (株)〇〇フーズ御中 毎度お世話になっております。以下、納品致します。よろしくご査収ください。		2018 年 1 月 5 日 (株)〇〇商事	
品名	数量	単価	備考
豚肉ブロック	100 kg	見積書No.〇による	アメリカ産

納品書 No.〇〇〇 (株)〇〇フーズ御中 毎度お世話になっております。以下、納品致します。よろしくご査収ください。		2018 年 6 月 1 日 (株)〇〇商事	
品名	数量	単価	備考
豚肉ブロック	50 kg	見積書No.〇による	カナダ産

(3) 産地が記載されている規格書等であって、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっている資料

17 頁①のイ) の期間について納品書だけでは産地が不明であるものの、納入元（商社等）が発行している規格書（商品カタログ）で、納品された原材料の産地が確認できる場合、当該規格書を根拠資料とすることができます。

納品書 No.〇〇〇
2018年5月1日
(株)〇〇フーズ御中 (株)〇〇商事

毎度お世話になっております。以下、納品致します。よろしくご査収ください。

品名	発注コード	数量	単価	備考
豚肉ブロック	PA-2	10	見積書 No.〇による	冷凍納品
...				

2018年 精肉規格書（商品カタログ） 2017年12月10日
(株)〇〇フーズ御中 (株)〇〇商事

2018年1月から12月の当社取扱い商品をご案内いたします。ご発注の際は発注コードで・・・

品名	原産地	部位	入数	...	発注コード	当社管理コード
豚肉ブロック	アメリカ	肩ロース	2.5 kg/袋		PA-1	No.0001
豚肉ブロック	アメリカ	肩ロース	10 kg/袋		PA-2	No.0002
豚肉ブロック	カナダ	肩ロース	2.5 kg/袋		PC-1	No.0011
...						

※単価については別途、お見積書を作成のうえ、...

(4) 仕入れた原材料を当該製品に使用した実績が分かる資料（使用原材料の産地を記載した製造記録や製造指示書等）

17 頁①のイ) の期間における製造日、使用原材料の産地、使用用途（どの製品用か）が記載された日々の製造指示書兼製造実績報告書が保管されている場合、当該報告書を根拠資料とすることができます。

製造指示書 兼 製造実績報告書 2018年〇月〇日 生産管理課

製造一課長殿：
本日の生産計画は以下のとおりです。一課長は製造終了後、出来高を・・・

■ABC ウィナー製造ライン

製造順	製造品目	生産計画	豚肉産地	豚肉使用量※	...	出来高
1	〇〇デパートのPB	20 ケース	アメリカ	40kg		19 ケース
2	NB	50 ケース	アメリカ	100 k g		50 ケース
3	スーパー〇〇のPB	100 ケース	カナダ	200 k g		101 ケース
...	...					

※製品仕様書の配合割合に基づく豚肉の使用予定計算値です。先入先出しに留意して・・・

■〇〇製造ライン
...

産地別使用計画に関する資料の例

(5) 原材料に使用する産地の使用計画が明確になっている資料

将来の産地別使用計画が一覧化され、製造月別、産地別、使用用途（どの製品用か）が明らかにできる場合、(6)、(7)の資料とあわせて当該資料を根拠資料とすることができます。(根拠資料①のア)、イ)、② ③ ④に該当)

2019年 生産計画書
2019年の新規事業計画に基づき、XYZ ウィンナー（新製品）の年間の生産計画は以下のとおり。
営業部においては販売計画を立案のうえ、…。

2018年10月〇日
(株)〇〇フーズ 生産管理部

<XYZ ウィンナー> A工場

■製造の部	内訳	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
製造予定数 (個/100 ケース)	NB 製品	60	60	60	90	90	90	90	90	60	60	60	60	870
	PB 製品	30	30	30	45	45	45	45	45	30	30	30	30	435
原材料・ 資材	豚肉使用予定 数 (トン)	アメリカ産	20	20	20	20	20	10	10	—	—	—	—	130
		カナダ産	—	—	—	10	10	20	20	10	—	—	—	90
		国産	—	—	—	—	—	—	—	10	20	20	20	70
	豚脂肪使用予 定数 (kg)	B社製	…											
	C社製	…												
	…	…												
■販売の部	D 商社	…												
	…	…												

根拠資料としては、上記の計画を客観的・合理的に裏付けることが必要となります。したがって上記の資料に加えて、

- ・ 原材料の納入元（商社等）からの産地が記載されている納品計画に関する資料及びその計画に基づき原材料を使用することが明確になっている資料（以下（6））
- ・ 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっている資料（以下（7））

などの資料が必要となります。

(6) 原材料の納入元（商社等）からの産地が記載されている納品計画に関する資料及びその計画に基づき原材料を使用することが明確になっている資料

原材料の納品元から将来の産地別使用計画が一覧化され、納品月別、産地別が明らかになった資料及び当該計画に基づく製品仕様書等を示すことができる場合、当該資料を根拠資料とすることができます。

(株)〇〇フーズ 生産管理部 御中

2018年9月〇日
(株)〇〇商事

2019年 納品計画書
この度の貴社新製品に当社原材料を採用くださり、誠にありがとうございます。先の商談に基づく2019年の貴社への納品計画は以下のとおりです。ご用命の際は以下の発注コード及び納品単位は100kg/ロットでのご発注を…

<豚肉ブロック> 納品先：貴社 A工場

産地	発注コード	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計 (トン)
アメリカ産	PA-2	20	20	20	20	20	10	10	10	—	—	—	—	130
カナダ産	PC-2	—	—	—	10	10	20	20	20	10	—	—	—	90

※単価については見積書No.〇をご参照ください。なお、急な原材料の高騰による…

製品仕様書

2018年9月〇日
(株)〇〇フーズ

■商品名： XYZ ウィンナー
■JANコード： ……
■原材料明細：

原材料名	配合%	調達先	産地	サイズ
豚肉	70	(株)〇〇商事 (有)●●養豚場	アメリカ産、カナダ産 国産	10kg/袋
豚脂肪	20	〇〇油脂(株)	…	
たん白加水分解物	2	…		
…	…			
計	100			

(7) 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっている資料

契約栽培等の生産者との契約により、将来の産地別使用計画が一覧化され、納品月別、産地別、使用用途（どの製品用か）が明らかになった資料及び当該計画に基づき使用することが明確になっている資料（製品仕様書等）を示すことができる場合、当該資料を根拠資料とすることができます。

㈱〇〇フーズ 生産管理部 御中 2018年9月〇日
有限会社 ●●養豚場

2019年 納品計画書

この度の貴社新製品（XYZ ウィナー）に当社原材料を採用くださり、誠にありがとうございます。先の商談に基づく2019年の貴社への納品契約は以下のとおりです。毎月、月初の3営業日までに以下の数量を納品致します。

<豚肉>納品先：貴社A工場


産地	管理コード	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計 (トン)
長野県産	PJ-2	-	-	-	-	-	-	-	-	10	20	20	20	70

※契約に基づき弊社で生産し、貴社に優先的に数量を確保させていただく関係から、上記数量のキャンセルは…



ポイント 5

対象原材料が加工原材料である場合、「製造地表示」を基本とします。

- ・ 「加工原材料」とは、食品の原材料のうち、小麦粉、マヨネーズなどのすでに加工食品の状態になっている原材料を指します。小麦粉のように1種類の原材料からなるものと、マヨネーズのように複数の原材料からなるもの（これを「複合原材料」と呼称します）とがあります。
- ・ 「加工原材料」が重量割合上位1位であれば、その原材料の名称に対応した製造地を表示（製造地表示）することが基本となります。  Q&A 原原-42

（1）表示方法

- ・ 加工原材料が国産品の場合には「国内製造」と、輸入品の場合には「○○製造」（○○は原産国名）と表示します。（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の二のイ）
- ・ 加工原材料名の次に括弧をつけて「○○製造」と加工原材料名に対応させた表示、もしくは、原料原産地名欄を設けて加工原材料名に対応させた製造地を表示します。



（砂糖を購入し、使用している場合①）

名称	キャンデー
原材料名	砂糖（タイ製造）、水飴、濃縮レモン果汁、・・・

（砂糖を購入し、使用している場合②－原料原産地名の事項欄を設けて表示－）

名称	キャンデー
原材料名	砂糖、水飴、濃縮レモン果汁、・・・
原料原産地名	タイ製造（砂糖）

【留意事項】

- ・ 加工原材料が国産品の場合には、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）と表示することができます。（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の二のイ）
- ・ 「○○加工」との表現は使用できません。  Q&A 原原-42
- ・ 例えば「さとうきび（タイ製造）」のように、生鮮原材料名に対応させて「○○製造」と表示することはできません。  Q&A 原原-42

- ・製造地表示をする国が複数ある場合は、国別重量順表示を基本とし、必ず国名ごとに「製造」の文字を付してください。「ドイツ、ブラジル製造」のような表示は認められません。☞ Q&A 原原-42
- ・製造地表示であっても、国別重量順表示が困難な場合に限り、一定の条件下で、「又は表示」、「大括り表示」及びそれらの併用が認められています。認められる条件については、生鮮原材料の場合と全く同じです。
- ・製造地表示の「大括り表示」についても、生鮮原材料の場合と同様に「又は表示」等で必要となる製品への注意書きは不要です。
- ・製造地表示の「大括り表示」については、「外国製造」などの表示は可ですが、「輸入製造」、「国外製造」などの表示は認められません。（意味が明確に伝わらないため）☞ Q&A 原原-48

(製造地表示における「又は表示」をする場合)

名称	キャンデー
原材料名	砂糖（タイ製造又は国内製造）、水飴、濃縮レモン果汁、・・・

※砂糖の製造地は、平成 29 年の使用実績順

(製造地表示における「大括り表示」をする場合)

名称	キャンデー
原材料名	砂糖（外国製造）、水飴、濃縮レモン果汁、・・・

(2) 加工原材料の生鮮原材料の産地が判明している場合

- ・加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の状態までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地を表示することができます。☞ Q&A 原原-42
- ・複合原材料の原料原産地表示について、生鮮原材料の産地までさかのぼって表示する場合、複合原材料の原材料に占める重量割合が最も高い原材料（複合原材料の重量割合上位 1 位の原材料）の産地の表示が必要です。

(加工原材料の生鮮原材料の産地をさかのぼって表示する場合①)

名称	キャンデー
原材料名	砂糖（さとうきび（タイ、国産））、水飴、濃縮レモン果汁、・・・

(加工原材料の生鮮原材料の産地をさかのぼって表示する場合②－原料原産地名の事項欄を設けて表示－)

名称	キャンデー
原材料名	砂糖、水飴、濃縮レモン果汁、・・・
原料原産地名	タイ、国産（さとうきび）

【留意事項】

- ・ 複合原材料の生鮮原材料の産地をさかのぼって表示する場合、複合原材料の重量割合上位1位の原材料が、製品全体での重量割合上位2位の原材料よりも重量が少ない場合であっても、表示義務の対象は複合原材料の重量割合上位1位の原材料です。
- ・ この場合、複合原材料の原材料の表示は、産地を表示する原材料名だけでなく、複合原材料の原材料の表示方法に従い、表示してください。

👉 Q&A 原原-46、加工-51

(複合原材料の原材料の産地をさかのぼって表示する場合① -皮を購入し、使用しているもの-)

名称	どらやき
原材料名	皮(卵(国産)、小麦粉、砂糖)、つぶあん(砂糖、小豆、水飴) / 膨張剤

(複合原材料の原材料の産地をさかのぼって表示する場合② -原料原産地名の事項欄を設けて表示-)

名称	どらやき
原材料名	皮(卵、小麦粉、砂糖)、つぶあん(砂糖、小豆、水飴) / 膨張剤
原料原産地名	国産(卵)

(3) 加工原材料の製造地(原産国)の決め方

- ・ 加工原材料の製造地又は生鮮原材料までさかのぼった産地を表示することとし、それ以外の任意の段階での製造地表示は、原料原産地表示とは認められません。

👉 Q&A 原原-45


(生鮮原材料までさかのぼっていない**不適切**な例 -つぶあんを購入し、使用しているもの-)

名称	菓子パン
原材料名	つぶあん(砂糖(国内製造)、小豆、水飴、その他)、小麦粉、糖類、...

- ・ 輸入された加工原材料については、国内他社でさらに「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」がなされ、それを仕入れて加工原材料として使用する場合は、「国内製造」となります。「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とは、Q&A 加工-155 及び 156 で示した、製品として輸入品であることを示す「原産国名」表示での考え方と同様です。

👉 Q&A 加工-155、156、Q&A 原原-43、44

参 考

「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例  Q&A 原原-44

容器包装へのラベルの添付、修正、付け替え	容器包装に日本用の日本語ラベルを付すなど
詰め合わせ	販売のための外装に詰め合わせるなど
小分け	バルクで仕入れたものを小分けするなど 例：うなぎの蒲焼きをバルクで仕入れて小分けする、スパゲッティをバルクで仕入れて小分けする
切断	スライスするなどの単なる切断 例：ハムをスライスする
整形	形を整える、形を作るなど 例：ブロックのベーコンの形を整える
選別	形、大きさで選別するなど 例：煮干を大きさで選別する
破砕	少し砕くなど（粉末状にしたものを除く） 例：①挽き割り大豆、②岩塩を砕く
混合	同じ種類の食品を混合するなど 例：グラニュー糖を混合する
盛り合わせ	異なる種類の食品を容易に分けられるよう盛り合わせるなど 例：個包装されている、仕切り等で分けられているなど容易に分けられるように盛り合わせる
骨取り	除骨のみを行うなど 例：塩サバの骨抜き
冷凍	輸送又は保存のための冷凍など
解凍	自然解凍等により、単に冷凍された食品を冷蔵若しくは常温の状態まで解凍したものの 例：冷凍ゆでだこを解凍する
乾燥	輸送又は保存のための乾燥など
塩水漬け	輸送又は保存のための塩水漬けなど
加塩	既に塩味のついた食品を加塩など 例：塩鮭甘口にふり塩をし塩鮭辛口にする
調味料等の軽微な添加	少量の調味料を加えるなど 例：水煮にごく少量のしょうゆを加える 薬味を少量足すなど 例：大学芋にごまをまぶす
希釈	濃度を下げるために、水等を追加するなど 例：濃縮果汁の濃度を調整するために、水を加える（濃縮果汁を還元果汁まで希釈することを除く）
添加物の添加	添加物を添加するなど 例：①ぶどうオイルにビタミンEを栄養強化の目的で添加する、②干しえびを着色する、③オレンジ果汁を着香する
殺菌	容器包装前後に殺菌するなど 例：①ちりめんじゃこを加熱殺菌、②濃縮果汁を小分けする際に行う殺菌、③製品の固形物と充填液の両方を新たな容器に充填し加熱殺菌、④製品から固形物を取り出し新たな充填液を加えずに真空パック又はドライパックをして加熱殺菌
結着防止	固まらないように植物性油脂を塗布するなど 例：レーズンへ植物性油脂を塗布する
再加熱	揚げ直し、焼き直し、蒸し直しなど単なる加熱

ポイント 6

業務用食品については、最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するために必要な産地情報の伝達が必要です。

- ・ 業務用加工食品及び業務用生鮮食品が一般用加工食品における原料原産地表示の対象原材料である場合には、業務用食品の製造業者等は、取引先に対し、当該業務用食品の原料原産地情報、原産国情報又は原産地情報を伝達する義務が追加されました。
- ・ 業者間取引であるため、容器包装に限らず、送り状や納品書等又は規格書等による表示もできます。

※業務用食品についての詳細は、Q&A 原原-52～58 参照

